

関自旅2第388号 平成7年2月21日

社団法人東京都個人タクシー協会

会 長 千葉 一殿

関東運輸局長 山 下 郵



新運賃の実施に伴う措置等について

東京都特別区、武蔵野市、三鷹市地区を適用区域とする事業者からのタクシー運 賃・料金の改定申請については、本日付けをもって認可し、平成7年3月18日か ら実施することとなった。

この実施にあたっては、別紙物価問題に関する関係閣僚会議の決定の趣旨等に基づき下記について実効ある諸措置を講ずるとともに、事業の経営体質の一層の改善等に努め、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保しつつ新運賃水準をできるだけ長く維持するように努められたい。また、運賃改定の趣旨並びに時間制運賃及び遠距離割引制度の内容等について、利用者に対し周知徹底し、その理解を求めるように努められたい。

なお、財団法人東京タクシー近代化センターに対して、別添のとおり指示したので了知されたい。

記

1. サービス改善について

(1) 個人タクシー事業者としての基本的な接遇・動作等に関する苦情等を根絶 するため、地理知識及び旅客接遇を重点とした事業者研修の充実徹底を図る とともに、一層の輸送サービスの向上に万全を期すること。

- (2) 乗車拒否等の利用者利便阻害行為を防止し輸送秩序の改善を図るため、街頭指導の強化をはじめ徹底的な是正指導を講ずること。
- (3) タクシーサービスの在り方等について、利用者との相互理解を更に深める ため、意見交換及び広報活動を拡大及び活用し、より一層のサービス向上を 図ること。
- (4) 目の不自由な旅客のための点字シールを常時点検し、車内表示の徹底を図ること。
- (5) 障害者割引制度(障害者手帳の提示のみで割引)の事業者に対する周知徹底を図るとともに、利用者に対するPR活動を行う等トラブル防止を図ること。
- (6) 財団法人東京タクシー近代化センターに納付する負担金は、運賃原価計算に算入されており、利用者の負担により賄われているものであることを十分認識し、同センターの機能の強化及び事業の推進に協力するとともに、同センターの機能の有効的活用を図ること。

2. 輸送力としての信頼性の確保について

- (1) 個人タクシー事業の適正化を図り、利用者サービスの改善のため、業界が 一致団結し、安定的な輸送力を確保するとともに、利用者からの信頼性の向 上に努めること。
- (2) タクシー事業の生産性を高めるためには、事業者と旅客との出会いの場を 増やすことが重要であり、そのため、無線タクシーの配車システムの一層の 高度化及び効率化を進められたい。
- (3) 都市中心部や繁華街にタクシーが集中する傾向が見受けられるので、事業 区域全般の輸送需要を満たし、地域的偏在が生じないよう配慮すること。

3. 安全確保について

安全な輸送の確保は公共輸送機関の最大の使命であり、引き続き事故防止に 万全を期すること。

4. 実施状況等の報告について

上記1に係るサービス改善計画を策定し、本年3月10日までに提出するとともに、平成7年度以降9月末及び3月末までの実施状況をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。

東京都の地下鉄、乗合バス及び東京地区のタクシーの運賃改定について

平成7年2月21日 物価問題に関する関係閣僚会議

東京都の地下鉄、乗合バス及び東京地区のタクシーの運賃改定については、申請者の経営状況、当該地域における都市交通事情、物価・ 国民生活への影響等に関し、諸般の見地から慎重に検討を進めてきたが、別紙のとおり改定を認めることとし、あわせて今後次の方針により対処するものとする。

記

- 1. 輸送力の整備及び旅客サービスの改善について
 - (1) 政府は、東京都の地下鉄に関し、引き続き輸送力の整備・安全の確保及び利用者に対する輸送サービスの向上に努めるよう指導する。
 - (2) 政府は、路面交通の現状にかんがみ、乗合バスの運行の改善に資する走行環境の整備について引き続き推進を図るとともに、東京都の乗合バスに関し、次の事項について強力に指導する。
 - (7) 旅客の利用の実態に応じたきめ細かなダイヤの見直し、運行時間帯の拡大等運行の充実改善に努める。
 - (イ)接客態度の向上、停留所施設の整備改良、「自動車窒素酸化物」対策としての低公害車両の導入促進、バスロケーションシステム 導入拡大等により、利用者サービスの改善を図る。
 - (3) 政府は、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保するため、東京地区のタクシー事業者に対し次の事項について強力に指導する。
 - (7) 今回の申請の趣旨にのっとり、労働時間の短縮を含め労働条件の改善を図り、良質な労働力の確保に努める。
 - (イ) 運転者教育の充実・徹底を図り、接客態度の改善、地理知識の徹底等利用者サービスの向上を図る。
- 2. 経営の合理化について

政府は、東京都及び東京地区のタクシー事業者に対し、生産性の向上、諸費用の削減等徹底した合理化を行い新運賃水準をできるだけ長く維持するよう指導する。



関自旅2第391号 平成7年2月21日

財団法人東京タクシー近代化センター 会長 坪井 東殿

関東運輸局長 山 下 邦 勝

新運賃の実施に伴う措置等について

東京都特別区、武蔵野市、三鷹市地区を適用区域とする事業者からのタクシー運賃・料金の改定申請については、本日付けをもって別紙のとおり認可し、平成7年3月18日から実施することとなった。

この実施にあたっては、別紙物価問題に関する関係閣僚会議の決定の趣旨等に基づき別添のとおり関係事業者団体あて通達したので了知されたい。

また、貴センターにおかれては右通達の実効を確保するため、下記事項を中心に 適切な対応を図られたい。

記

- 1. 新運賃料金にかかる旅客とのトラブル、違法行為を防止するため、十分な業務を遂行されたい。
- 2. 運転者の接客態度の改善、地理知識の徹底等サービスの向上を図るため、事業者、運転者に対する研修を図られたい。
- 3. 乗車拒否、中央車線走行行為、偽装迎車等利用者利便阻害行為の防止のため、 指導教育に努められたい。
- 4. 平成6年10月26日付け関自旅2第5360号による通達に従い、タクシー 近代化センターの機能の強化の実施に向けて積極的な取り組みを図られたい。
- 5. 屋根付きタクシーのりばの整備拡充を図られたい。